

保険業法改定の趣旨に沿って、 自主共済の適用除外を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

年 月 日

【請願趣旨】

2006年4月1日に施行された新保険業法によって、各団体が、その組織の目的の一つとして構成員のために自主的に運営している共済制度が、存続の危機に追い込まれています。

保険業法改定の趣旨は、「共済」などの名前で不特定多数の消費者に保険類似商品の販売や勧誘を行って被害を与えた、いわゆる「ニセ共済」への規制が目的でした。これらの「ニセ共済」は、商売を通じた顧客を相手にしていることや、実際には勧誘した商品を扱っていないこと、所在不明になっていることなどの特徴があります。こうした「ニセ共済」から消費者を守ることが法改定の趣旨であり目的です。新保険業法で自主共済を保険会社などと同列に規制することは、制度の存続を脅かし、制度廃止を強要するものです。

加入者の生活と健康、いのちを守ってきた自主共済が存続できなくなれば、加入者（消費者）に被害をもたらし、法改定の趣旨や目的に反することは明白です。

これまで、長年に亘り健全に運営をしてきた仲間同士の助け合いの「自主共済」に、「儲けの論理」を押し付けることは認められません。

【請願項目】

自主的な共済を新保険業法の適用除外にすること

名 前	住 所

この署名は個人情報保護法に基づいて使用し、上記目的以外には使用しません。

取扱い団体

共済の今日と未来を考える懇話会